別紙６

規制の事前評価書（簡素化 A）

法 令 案 の 名 称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等
規 制 の 名 称：特定屋外貯蔵タンクの保安検査に活用可能な試験の追加
規 制 の 区 分：□新設　□拡充　■緩和　□廃止
担 当 部 局：総務省消防庁予防課危険物保安室
評 価 実 施 時 期：令和８年 11 月

★　本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）
ii

（該当理由）
・　特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査について、現行の試験よりも事業者の負担が軽い試験方法を追加する緩和措置であり、またいずれの試験を実施するかは事業者が選択できることから、負担の合計は年間 10 億円未満となることが推計される。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	**規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2―①）** ※　設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	**規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2―①）**

1　規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

・　特定屋外貯蔵タンク（注）の底部溶接部に係る保安検査について、一定の条件下で交流電磁場測定法による試験（電磁場現象により試験体の表面きずで生じた磁場の変化を２つの検出コイルで検出し、得られたデジタルデータからきずを視覚的に捉える測定方法）を活用可能とするもの。

（注）貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が千キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の屋外タンク

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

・　現行の保安検査では、試験方法として磁粉探傷試験（磁化した試験体に磁粉探傷剤を散布し、きず等によ

って生じた漏洩磁束の影響で形成される磁粉模様を観察して探傷する試験）及び浸透探傷試験（試験体の表面に浸透液を塗布し、余剰の浸透液を除去した後に現像剤を吹き付けることにより、現像剤がきず等の内部から吸い出した浸透液が形成する指示模様を観察して探傷する試験）が認められているほか、令和７年総務省令第 112 号で追加された、渦電流探傷試験（電磁誘導現象によって試験体に発生した渦電流がきず等によって乱れる変化を検出して探傷する試験）を適用できる。

・　磁粉探傷試験や浸透探傷試験では、検査のたびにタンク内部の腐食防止等を目的としたコーティングを剥離、再塗装する必要があり、事業者の負担になっていることから、渦電流探傷試験のようなコーティング上から探傷可能な試験方法の活用が望まれている。

・　令和７年度新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会において、交流電磁測定法による試験について、渦電流探傷試験と同等の検査性能が確認されたところ。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

・　「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の報告書（令和８年３月 25 日）を踏まえ、特定屋外タンクの底部溶接部に係る保安検査において、交流電磁場測定法による試験を一定の条件下（注）で活用可能とする。

（注）磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、基準に適合していると認められたことがあること

２　効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

・　タンクのコーティングの剥離、再塗装が不要な試験を導入することで事業者の負担が軽減される。10 万キロリットル級のタンクの場合、磁粉探傷試験等に比べ、1 基あたりで工期について約１～２か月、費用については約 15～30 百万円の削減が見込まれる。

３　負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

・　事業者の負担軽減を目的として、検査に一定の条件下で活用可能な試験を追加するものであり、現行と同等の検査が行えることを確認していることから、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

＜行政費用＞

・　特定屋外貯蔵タンクで発生した事故については、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証が可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

４　利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した　□意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・　調査検討会において、一定の条件下であれば交流電磁場測定法による試験が現行の検査と同程度の検査水準を確保できることについて、関係業界団体から特段の異論はなかった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

・　「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」（令和７年７月４日、同年 12 月８日、令和８年２月 27 日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

・　https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-180.html

５　事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

・　施行後おおむね５年以内に事後評価を実施予定。